

警発第 204 号
令和4年3月7日

公益社団法人いばらき被害者支援センター
理事長 荒川 誠 司 殿

茨城県知事
大井川 和彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和4年3月7日から令和9年3月6日まで